

## 第34回岐阜地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和2年1月9日（木）午後1時30分から午後3時45分まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

### 3 出席者等

#### (1) 地裁委員会委員

青木政浩，乾尚美，小島健，子安秀宜，出口博章，永野圧彦，福井康博，真鍋和生，三谷晋，三宅裕樹，森裕之（五十音順，敬称略）

#### (2) 説明者

民事1部裁判官，民事1部主任書記官，民事2部主任書記官，大垣簡易裁判所主任書記官

#### (3) 地裁委員会事務担当者

事務局長，事務局次長，総務課長

### 4 議事

#### (1) 新委員の紹介

（新委員）子安秀宜，福井康博，森裕之

#### (2) 委員の自己紹介

#### (3) 委員長あいさつ

#### (4) 前回の岐阜地方裁判所委員会の振返り

総務課長から前回の岐阜地方裁判所委員会を踏まえた岐阜地方裁判所における取組状況について説明した。説明要旨は，別紙第1のとおり。

#### (5) 民事訴訟手続のIT化の現状及びIT機器の操作方法並びに意見交換

民事1部主任書記官が民事訴訟手続のIT化の現状について説明した。その後，別室において，パソコンやタブレット端末を使用し，岐阜地方裁判所大垣

支部等と結んでウェブ会議を実演するなど、IT機器の操作方法について説明した。引き続き実施された意見交換の要旨は、別紙第2のとおり。

5 次回期日

令和2年7月3日（金）午後1時30分から

6 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙第1)

## 前回の振り返りの要旨

(総務課長)

前回の岐阜地方裁判所委員会では、「裁判員裁判の現状と課題について(裁判員制度施行10周年を迎えて)」を議題にしたところ、委員の方からは、裁判員候補者が、より裁判員裁判に参加しやすいように、①若年層を対象とした法教育のさらなる充実、②企業を対象とした裁判員広報や従業員が選任された際の協力依頼、③裁判員広報のさらなる充実など、環境整備に努める必要があるとの貴重な御意見をいただいた。

これらの意見を踏まえて、岐阜地裁では、従前から、小中学生の法廷見学や法廷傍聴を多く受け入れているが、その際には、これまで以上に裁判員裁判に関する説明を丁寧に行った。また、昨年夏休みには、親子裁判所見学ツアーやキャリア体験講座を実施し、多くの子供たちに裁判員裁判の模擬を体験してもらった。さらに、11月には、岐阜高校において、全校生徒を対象とした裁判員裁判についての講義や模擬評議も実施した。

企業を対象とした広報については、岐阜商工会議所の事務局宛てに、裁判員裁判の広報資料を配布し、同会議所内での回覧をお願いした。また、同会議所が発行する会員向けの会報誌に裁判員裁判に関する記事を掲載していただくことをお願いした。この回覧資料や掲載記事には、御要望があれば、裁判官等の職員が出向いて講義等を実施する旨を付記し、出張講義等を募っていく予定である。

一般広報についても、11月22日には、岐阜駅に隣接する岐阜市生涯学習センター(ハートフルスクエアG)で、一般の方を対象とした裁判員裁判に関する市民講座・模擬評議を実施した。

今後も、このような機会を増やしていけるように取り組んでいるところである。

(別紙第2)

## 意見交換の要旨

(委員長)

民事訴訟手続のIT化に関して、不明な点があれば、御質問をいただきたい。

(A委員)

本日、パソコンやタブレット端末を使用したウェブ会議の様子を見させていただいたが、民事裁判の当事者等がウェブ会議に参加する場合は、どこでこれらの機器を操作することを想定しているのか。

(説明者)

フェーズ1（現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等を活用した争点整理手続の運用）においては、一般的には弁護士事務所での操作を想定している。ウェブ会議を実施する際には、冒頭で当事者等の所在場所を確認した上で、ウェブ会議を実施することになると思われる。

(B委員)

ウェブ会議の様子を録画される可能性は皆無ではないと思われるが、どのように対応するのか。

(説明者)

まず、ウェブ会議を実施する際には、「Microsoft Teams」というアプリケーションソフトを使用することになる。当該ソフトの機能を使ってウェブ会議の様子を録画することは可能であるが、利用しないことが前提である。当該機能を使って録画をした場合には、録画されていることが画面上に表示されるので、録画を停止するよう働きかけることは可能である。

(B委員)

そもそも「Microsoft Teams」というアプリケーションソフトは信用できるものなのか。

(説明者)

「Microsoft Teams」は「Microsoft Office」で利用できる一般的なツールであり、一般的なセキュリティレベルは十分に確保されているものと思われる。

「Microsoft Teams」をインストールする際に、メールアドレスを登録し、当該メールアドレス宛に「Teams」への招待をし、認証されることで初めてウェブ会議の利用が可能になる。また、ウェブ会議の利用の際には、裁判所に紙媒体でメールアドレスを提供することを想定している。2段階で本人確認をする機会があるので、ログインの際に、なりすましも防止できる。

(委員長)

民事訴訟手続のIT化に関する全般的な感想、普段の職務等の中でのIT機器の利用状況、IT機器を利用することによるメリット、デメリットについて、委員の方に伺いたい。

(C委員)

私の勤務先では、新庁舎への移行に伴って、IT化を進めているところである。

会議には、通常業務で使用しているタブレット端末を持参して参加している。主として、ペーパーレス化による経費削減が目的である。同期をかけることで、参加者が同じ画面を見ることが多いが、Wi-Fi環境も整備されつつあり、会議室で資料をダウンロードすることも可能である。

来庁者への案内についてであるが、庁舎1階フロアに案内用のロボットが配置されている。用務先の場所が分からない場合は、ロボットのボタンを押すことで、ロボットによる先導を受けられる状況にある。

支払についても、キャッシュレス化を進めており、クレジットカードによる納付や電子マネーでの支払ができるような環境が整っている。

また、よくある質問事項への回答については、「LINE」に友達登録した上で質問事項を入力することで、AI（人工知能）が判断し、24時間、いつでも、回答を受けられる又はサービスセンターの紹介を受けられる態勢を確保している。

（B委員）

私の勤務先の部署では、ウェブ会議を利用することはないが、上層部や他部署では、利用することもあると聞いている。

続いて感想であるが、先ほど、民事訴訟手続のIT化について、便利であるとかニーズが非常に高いとの説明を受けた。もっとも、それが誰のニーズなのか、高齢者や弱者と言われる方への配慮がなされているのか、むしろ、IT化を進めることで、そういった方々にとっては、手続を利用しづらくなる面があるのではないか、など疑念を抱いたところである。ドイツ、アメリカ、シンガポールでは、IT化を取り入れることで、コスト削減を図ることができたとの説明があったが、そういった視点のみならず、どのような弊害があったのかという点について具体的に説明していただきたかった。

また、IT化を進めることで、コストが削減される反面、裁判所書記官の減員に繋がるのではないかと懸念もある。

最後に、裁判官への質問であるが、二次元の画面のみを見て、判断することは可能なのか。人間の中身や感情を把握できず、形式的な判断になりかねないのではないか。

（説明者）

フェーズ1の段階では、争点整理手続についてウェブ会議を利用するということであって、尋問手続においては、当事者等が法廷に出頭した上で、人と成りを見ながら言い分を聞いて、判断することになる。あくまで、フェーズ1の段階ではあるが、そのような懸念はないと感じている。

（委員長）

尋問手続についてもウェブ会議を利用したほうがよいとの意見がないわけではない。今のところ、そのような流れではないと思われるが、民事訴訟手続におけるウェブ会議の利用範囲については、議論のあるところである。

(D委員)

私は、所属する団体でIT化の責任者をしていたので、民事訴訟のIT化については親しみを感じる場所である。

先ほど、3つの「e」について説明があったが、1つ目の「e提出（主張書面や証拠のオンライン提出、手数料等の電子納付や電子決裁、訴訟記録の保存・管理の電子化）」は、職務の効率化を図る上で不可欠であるので、進めていくべきである。

2つ目の「e法廷（テレビ会議、ウェブ会議の活用）」については、利用者が遠隔地の方である場合には有益であると思われるが、当事者双方が岐阜の方である場合などには、余りメリットを感じない。

3つ目の「e事件管理（主張・証拠への随時オンラインアクセス、裁判期日のオンライン調整等）」を含めて、民事訴訟のIT化全般についてはあるが、年配の方やITに長けていない方にとっては、利用しづらい面があるのではないかと感じた。また、不正アクセスへの対応などセキュリティ面についても課題があるのではないかと感じた。

(E委員)

フェーズ1が、今年の2月に名古屋地裁で開始されるとのことだが、誰が、どのような事件で、利用することを想定しているのか。

(説明者)

遠隔での争点整理手続に馴染む事件、争点整理手続に関して訴訟代理人が必ずしも裁判所に出頭しなくてもよい事件を選別し、該当する事件の訴訟代理人に裁判所からウェブ会議の利用を打診していくことになると思われる。

(E委員)

その他の感想として、なりすまし対策など情報セキュリティ対策にやや不安を感じた。また、ITについての理解度に格差がある中で、ウェブ会議等の運用がどれほど進むのか懸念がある。

(F 委員)

これまでの事件記録をデータベース化することで、検索が容易になり、より迅速な裁判の実現に資すると思われる。データベース化という点も含めて、民事訴訟手続のIT化を進めていただければと思っている。

一方、とりわけIT機器等に慣れていない方をどのようにサポートしていくのかという点についてやや不安を感じたところである。

(A 委員)

私の所属する団体では、昨年からは、毎月、ウェブ会議を実施し、ペーパーレス化を図っている。非常に便利であると感じているので、裁判所においても、セキュリティ面の強化を図った上で、IT化を進めていただければと思っている。

(G 委員)

私は、以前、事務方として、外国人の労働事件のADRに携わったことがあるが、会話がままならず、申立て等の手続教示に苦慮したことがあった。最近では優秀な翻訳ソフトなども出てきているので、これらを取り入れることもIT化の一環として考えられるのではないか。

普段、経営や生産管理態勢について相談を受けることがあるが、ウェブ会議で相談に応じられるように態勢を整えている。もっとも、実際に現場を見て、膝と膝を突き合わせて話をするすることで、解決に向かうことも多いので、画面を通じて会話をすることに、やや心理的な壁を感じるところである。

(H 委員)

私の所属する会では、本部との会議を実施する際には、テレビ会議を利用しており、資料についても、ネット上にアップされているものを各自がダウンロード

ードした上で、会議に臨んでいる。IT化が着実に進んでいる状況にある。

民事訴訟手続におけるウェブ会議の実施については、争点整理手続を遠方の支部等で実施するケースなど、訴訟代理人が出頭に多大な時間とコストを要する場合には、毎回出向かなくてよいので、メリットといえる。もっとも、出向かなくても裁判を行うことができるのであれば、将来的に、支部等、小さな裁判所が廃止されるのではないか、ひいては、地域の過疎化につながるのではないかという懸念がある。

録画に関しては、弁護士については秘密を守る義務があるが、ウェブ会議に同席している当事者本人にはそのような義務はなく、ウェブ会議の様子を録画しないように強制するすべはないように思われる。

また、書証の取調べや尋問手続にも、ウェブ会議を利用すべきとの意見もあるようではあるが、文書の偽造など実際に手に取って見ないと真偽が分からないこともあるので、どの手続まで利用の範囲を広げるのかという点は難しいテーマであると感じている。

ウェブ会議の実施については賛否が分かれるところであるが、ウェブ会議を実施することにより、遠方の弁護士が当事者の依頼に応じることが可能になるなどのメリットもある。例えば、名古屋でウェブ会議を実施することにより、岐阜の弁護士が名古屋に在住している当事者からの依頼に応じられることもあると考えられるので、メリットを感じた弁護士の間で、ウェブ会議の利用が広まっていくのではないか。

#### (I 委員)

私の勤め先では、電子決裁やウェブ会議の利用など、IT化が進んでいる面もあるが、まだまだ紙で起案をして、仕事をしている面も多々ある。

IT技術は日進月歩であり、今後、不慣れな方にも利用しやすいよう改善されていくと思われるので、積極的に取り入れていくべきであるが、製品がアップデートされることを考慮し、新しい製品を柔軟に取り入れられるような仕組

みを構築しておく必要がある。

セキュリティ面については、やはり、懸念を覚えるところである。今後、「訴訟記録の電子化」を図っていくとのことであるが、当該訴訟記録のデータが滅失した場合に、組織としてどのように対応していくのか、データが改ざんされていないことをどのように担保していくのかなど課題はあるように思われる。

また、「主張・証拠のオンライン提出一本化」については、弱者のフォローをどのように行っていくかということが課題であると思われる。必ずしも、オンライン提出に一本化するのではなく、そうではない代替手段を残しておくべきではないかと思料する。

(委員長)

本日は、様々な貴重な御意見をいただいた。今後の参考にさせていただきたい。